

# 運 航 基 準

松島島巡り観光船企業組合

## 目 次

第 1 章 目 的

第 2 章 運航の可否判断

第 3 章 船 舶 の 航 行

# 第1章 目 的

## (目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、松島湾内航路、松島湾内周遊航路、みちのく航路、松島～大高森航路、松島～浦戸航路、松島～嗟峨溪航路及び人の運送をする不定期航路事業の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

### (発航の可否)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

大 型 船	風速 15m/s 以上	波高 1.0m 以上	視程 500m 以下
中 型 船	風速 12m/s 以上	波高 1.0m 以上	視程 500m 以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象(視程を除く。)が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

大 型 船	風速 15 m/s 以上	波高 1.5 m 以上
中 型 船	風速 12 m/s 以上	波高 1.2 m 以上

3 船長は、前2項の規程に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

### (基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

大 型 船	風速 15m/s 以上	波高 1.5 m 以上	視程 500m 以下
中 型 船	風速 12m/s 以上	波高 1.2m 以上	視程 500m 以下

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象(視程を除く。)が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的地への航行の継続を中止し、反

転、又は避泊の措置をとらなければならない。

風速 1.2 m/s 以上	波高 1.2 m 以上
---------------	-------------

- 4 船長は、航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、その時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊の措置をとらなければならない。

視程 500 m 以下
-------------

#### (着岸の可否判断)

- 第4条 船長は、着岸予定地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達しているとき、着岸を中止し、適宜の海域での錨泊、その他の適切な措置をとらなければならない。

風速 1.2 m/s 以上	波高 1.0 m 以上	視程 500 m 以下
---------------	-------------	-------------

- 第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

## 第3章 船舶の航行

#### (運航基準図等)

- 第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 標準航行経路(発着場の位置、針路、返針点等)
- (2) 地形、水深、潮流等から、航行上、特に留意すべき箇所。
- (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項。

#### (基準経路)

- 第6条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

#### (速力基準等)

- 第7条 速力基準は、別表のとおりとする。

(連絡方法)

第8条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡方法は、次の方法による。

区分	連絡先	連絡方法
(1)通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する本社又は営業所	中型船は船舶無線 小型船はパーソナル無線 大型船は国際 VHF 無線
(2)緊急の場合	本社又は最寄りの営業所	

通常の場合の連絡地点は設定せず。緊急の場合は随時連絡する。

(機器点検)

第9条 船長は、入港着岸前、岸橋手前 300m 等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。

(記録)

第10条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌に記録するものとする。